○国土交通省告示第七百九十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十七年四月二十四日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十七年六月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3377	ヰセキ　WD R－T221F	農耕トラクタ	シス　49A	4.910	井関農機株式会社　愛媛県松山市馬木町700番地
農3378	ヰセキ　WD R－T222F	〃	〃	〃	〃
農3379	ヰセキ　WD R－T223F	〃	〃	〃	〃
農3380	ヰセキ　WD R－T224F	〃	〃	〃	〃
農3381	ヰセキ　WD R－T225F	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第七百九十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十七年四月二十四日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十七年六月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3382	クボタ　XD N－SL1C	農耕トラクタ	クボタ　V 2403	2.434	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
農3383	クボタ　WD P－MR2	〃	クボタ　V 3800	3.769	〃

○国土交通省告示第七百九十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、株式会社日本除雪機製作所から、製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があった。

平成二十七年六月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

1．変更する製作者等の住所

新	旧
北海道札幌市手稲区曙五条五丁目1番10号	北海道札幌市手稲区稲穂三条六丁目4番38号

2．変更年月日

平成27年3月16日

○国土交通省告示第八百号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十七年六月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　群馬県駒留地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を一級河川鮎川左岸河川敷に沿って結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

群馬県藤岡市下日野

字駒留　二二八二番八　一号
二一九七番二　二号
二一八八番　三号
二一八九番　九号
二一六四番四　十号
二一六二番六　十一号
二一六一番三　十二号
二二八四番二　十三号

字峰比良　乙二〇四七番　四号
二〇八六番　五号
二〇二八番一一　八号

字宮後　二〇二五番　六号
二〇二四番　七号

二　石川県北河内地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和五十六年農林水産省告示第千八百五十八号で指定した石川県北河内地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を二級河川河内川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

石川県鳳珠郡能登町

字北河内チ部　九八番四　一号
字北河内壱五字　五番　二号
七番　三号
字北河内壱四字　六番甲　四号
一三番甲　五号
一七番一　六号
字北河内四字　五番　七号
八番　八号
字北河内竹部　一四番一　九号

三　和歌山県清水谷地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を清水谷川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬

字清水　二六二五番一　一号、三号及び四号
二六二五番三　二号
字小山　一五一三番二　五号
一五一二番一　六号
一五一七番四　七号

四　沖縄県中城村当間地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を中城村道新垣反田線道路敷に沿って結んだ線、標柱七号から九号までを順次結んだ線、標柱九号と十号を中城村道屋宜犬川線道路敷に沿って結んだ線、標柱十号と十一号を一般国道三百二十九号道路敷に沿って結んだ線及び標柱一号と十四号を順次結んだ線、標柱十一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を一般国道三百二十九号道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

沖縄県中頭郡中城村字当間

犬川原　二四番二地先道路敷　一号
一四〇番一〇　十一号及び十二号
一六三番二地先水路敷　十三号
一七三番二地先水路敷　十四号
平原　二四一番　二号
二二六番一　三号
二〇〇番一　四号
一八九番二　五号

沖縄県中頭郡中城村字新垣

前原　二〇八番地先道路敷　六号
一五三番地先道路敷　七号
一四六番　八号
真木原　一一四三番　九号

沖縄県中頭郡中城村字屋宜

犬川原　七〇七番二地先道路敷　十号

○国土交通省告示第八百一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十七年六月二十四日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　山口県中浦下庄地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和五十七年建設省告示第八百五十五号で指定した山口県中浦下庄地すべり地域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

山口県防府市大字田島

字堀　三五三三番一　一号
字赤迫　三一四九番六　二号
字丸山　一二九〇番　三号
字岡明　五七九番一　四号
一〇三一番　五号
五七六番　六号

二　山口県前方地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を平成三年建設省告示第九百十一号で指定した山口県前方地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

山口県下関市豊北町大字角島

字長畠　一七三一番一　一号
字高岩　一五四九番　二号
字小磯　一四七七番　三号
字小新開　一四六五番　四号
字道手　一三四〇番　五号
字高場　一二三五番五　六号
字東　一二一七番一　七号